一般会計予算の増額補正　総　務

議案第20号　平成25年度一般会計補正予算（第5号）

（提案理由）歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6千62万千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ473億3千764万4千円にしようとするもの。

■委員　債務負担行為の補正後の限度額が減額になる理由は。

□当局　関宿地域の可燃ごみの収集運搬及びその処理・処分を行う業務と、不燃ごみの収集運搬業務の契約執行に関し入札を実施し、安価な処分先の確保、経費の圧縮に努め、企業努力による金額で応札した結果、予算額よりも契約額が安価となったものである。

■委員　農道整備事業債が皆減となる理由は。

□当局　不燃物処理施設の関連事業として農道整備を予定していたが、施工方法等の検討に時間を要してしまい、実施時期について再検討したところ、新年度の事業とあわせて実行したほうがより効率的だと判断し平成25年度の事業を26年度に組みかえたものである。

■委員　地下水汚染防止対策事業汚染機構解明調査委託金の減額理由は。

□当局　二ツ塚地区で塩素系化合物による地下水汚染が確認され、平成20年度から県の受託事業として調査を実施しているが、25年度の県の予算措置が減額されたことに伴い減額するものである。

■委員　放射能対策東京電力株式会社賠償金の内容と今後の見通しは。

□当局　今回の収入は、平成23年度分の剪定枝処分料であり、今後24年度分の剪定枝処分費用として1億4千400万円を請求する予定で現在手続きを進めているところである。

■委員　合併処理浄化槽設置補助金の減額理由と合併処理浄化槽の設置率は。

□当局　合併処理浄化槽設置の申請件数が減ったものと放流先がない場合の処理装置の申請が減ったことにより減額するものである。設置率については算出していないが、平成14年度までに611基、15年度から24年度までに592基について補助金を支出している。

■委員　橋梁修繕計画策定業務委託料が減額されているが、調査が終了したと判断してよいか。また、その結果と今後の見通しは。

□当局　平成24年度に点検を行い、25年度においては、計画策定業務委託を実施し、金額が確定したことにより減額しようとするものである。現在、修繕計画案の内容について有識者と協議をしている状況であり、26年度早々に公表していきたい。今後、対象となる42橋についてはこの計画に基づき維持管理をしていきたいと考えている。

◆賛成多数で可決

橋梁修繕計画の対象となる橋（七光台跨線橋）

環境経済　消防団条例の一部改正

議案第5号　消防団条例の一部改正

（提案理由）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬及び費用弁償に関する規定を整備しようとするもの。

■委員　消防団員1人当たりの報酬は、年額2万3千円になっているが、地方交付税としてはいつから入っているのか。

□当局　基本的には単位費用として従前から入っているものである。

■委員　消防団員の確保が難しい現状について市の考えは。

□当局　ボランティア的な活動に甘え、報酬の額も抑えてしまっていた。交付税措置されている金額の部分については、対応していこうと考えているが、報酬を上げれば消防団員が増えるかといえば、必ずしもそうではないと思っており、地道な努力で加入をお願いしていきたいと考えている。

◆全会一致で可決

保育所設置及び管理に関する条例の一部改正

文教福祉

議案第7号　市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正

（提案理由）　耐震診断の結果、建てかえが必要とされた市立古布内保育所について、保育の継続を図るため隣接地に民設民営の保育所が整備されることから、施設を廃止しようとするもの。

■委員　新施設の収容人数と面積は。

□**当局**　定員は現行と同様に90人であり、面積は681・05平方メートルとなる。

■委員　廃止する施設の今後の予定は。

□**当局**　園舎は解体し、新施設の園庭と送迎用駐車場を整備する予定である。

◆賛成多数で可決

４月から開園したアスク古布内保育園

建　　設

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計の減額補正

議案第25号　平成25年度次木親野井特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

（提案理由）　歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ千765万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億323万3千円にしようとするもの。

■委員　土地区画整理事業費の補正内容は。

□**当局**　工事請負費の宅地整地工事千265万円及び補償補填500万円の減額である。工事請負費は、地区内に1件補償が残っており擁壁工事及び整地工事ができない箇所があるためで、補償補填は、今年度の補償を行った後に生じた不用額について減額するものである。

■委員　年度末の進捗率の見込みと、市所有となっている土地の総面積と筆数は。

□**当局**　進捗率は事業費ベースで96・92％の見込みである。保留地の売却残は一般保留地が5千910平方メートルで、筆数は20筆である。

◆全会一致で可決

請願・陳情をされる方へ

要望等を市政に直接反映させるための方法として、どなたでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。

提出された請願・陳情は郵送及び市外からの陳情を除き、市議会で慎重に審査（原則として本会議で上程し、委員会に付託）した後、最終的な結論（採択・不採択）を出して提出者に通知します。

採択した請願・陳情で、執行機関で処理することが適当なものについては、市長や関係機関に請願書・陳情書を送付し、その実現に努力するよう求めます。

□受付は随時行っていますが、６月定例会の場合、６月２日までに提出されたものを審査します。その後に提出されたものは、９月定例会で審査することになります。

□請願書・陳情書には趣旨と項目、提出年月日、住所、氏名（団体の場合は名称と代表者名）を記載したものを市議会議長宛てに提出してください。請願書には紹介議員の署名または、記名押印が必要となります。

□**平成26年3月定例会から、請願・陳情の提出者は希望により審査する委員会において趣旨説明をすることができるようになりました。**

提出に際しては、事前に議会事務局まで お問い合わせください。

【問合せ先】04-7125-1111（内線3314）